

平成27年3月20日 静岡市条例第11号

静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡市立清水病院（以下「清水病院」という。）の医療体制の充実を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者で、清水病院において医師の業務に従事することを志望するものに対する修学資金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、清水病院において医師の業務に従事することを志望する者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 大学において医学を履修する課程に在学すること。
- (2) 本人又は連帯保証人のいずれか1人が市内に住所を有すること。
- (3) 同種の奨学金等の貸与等を受けていないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者であること。

(貸与の額等)

第3条 修学資金は、予算の範囲内において、月額25万円を貸与する。ただし、新たに貸与を申請する者が大学の3年次以上に在籍しているときには、同額に2分の1を乗じて得た額を加算した額を貸与額の月額とすることができる。

- 2 修学資金は、無利息とする。
- 3 修学資金は、第5条の規定による貸与の決定において定める月からその者の在学する大学を卒業する日の属する月まで貸与する。ただし、正規の修業期間を超えては、貸与しない。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 修学資金の貸与は、市長が決定する。

(保証人)

第6条 前条の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者としなければならない。ただし、市長が適

当であると認める場合は、同一の生計を営む者を連帯保証人とすることができる。

3 修学生が未成年者である場合は、第1項の連帯保証人のうち1人は、当該修学生的法定代理人でなければならない。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(変更等の届出)

第7条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、第10条若しくは第11条の規定により返還債務の全部を免除され、又は第12条の規定により返還すべき修学資金の全部を返還するまでの間において次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
- (2) 退学した場合
- (3) 休学し、又は停学の処分を受けた場合
- (4) 復学した場合
- (5) 大学を卒業した場合
- (6) 修学資金の貸与を受けることを辞退する場合
- (7) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があった場合、連帯保証人が死亡した場合又は連帯保証人に破産宣告その他の連帯保証人として適当でない理由が生じた場合

2 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、その者の戸籍法(昭和22年法律第224号)による届出義務者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(貸与の決定の取消し等)

第8条 市長は、予算の削減によるもののほか、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学した場合
 - (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められる場合
 - (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退した場合
 - (4) 死亡した場合
- 2 前項に規定するもののほか、市長は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与の決定を取り消すことができる。
- (1) 第6条第1項又は前条第1項の規定に違反した場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

3 市長は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生又は修学資金の貸与を受けた者が復学した日の属する月の翌月以降の月分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

第9条 修学資金の貸与を受けた者は、前条第1項又は第2項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき、又は修学資金の貸与を受けた期間が満了したときは、直ちに借用証書を市長に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

第10条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が大学を卒業した日の翌日から起算して13月以内に医師免許を取得し、引き続き清水病院において臨床研修を修了した後、次の各号のいずれかに該当したときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 貸与を受けた期間に相当する期間（第3条第1項ただし書の規定により貸与額の加算を受けた場合には、貸与を受けた期間に1.5を乗じて得た期間を、当該貸与を受けた期間として算定した期間とする。以下同じ。）を清水病院で医師の業務（臨床研修期間における業務を含む。第12条において同じ。）に従事したとき。

(2) 前号の期間が経過する前に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第1号に規定する業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、業務に従事した最初の日の属する月から業務に従事した最後の日の属する月までを算入するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第11条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が、前条第1項第2号に掲げる場合を除くほか、死亡、心身の故障その他市長がやむを得ないと認める理由により修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第12条 修学資金は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を合算した期間）内に、前条の規定により返還債務を免除された部分を除き、返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項又は第2項の規定により修学資金の貸与の決定が取り消された場合
 - (2) 大学を卒業した日の翌日から起算して13月以内に医師免許を取得しなかった場合
 - (3) 医師免許の取得後10年を経過するまでの間に、貸与を受けた期間に相当する期間を清水病院で医師の業務に従事せず、又はその見込みがない場合
- 2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者は、最長半年賦の均等払で返還しなければならない。ただし、繰上返還をすることを妨げない。
- 3 市長は、修学資金の貸与を受けた者が前項の規定による均等払の返還金の支払を継続して怠ったときは、貸与した修学資金の全部又は一部について直ちに返還を命ずることができる。

(返還の猶予)

第13条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 大学卒業後12月を経過するまでの間にある場合
- (2) 災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると市長が認める場合

(延滞利息)

第14条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、当該返還すべき額について年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。